

今後の主要論点と対応方向について

1. 我が国における大家畜畜産の位置づけ

- ・ 酪農及び肉用牛生産が有する機能・役割を踏まえ、土地基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産を振興。
- ・ 生産・流通段階におけるコスト低減、消費者ニーズ、衛生・環境問題等に適切に対応することにより、我が国大家畜畜産の発展を図る必要。

我が国の酪農及び肉用牛生産は、

- ア．食生活の中で良質な動物性蛋白質やカルシウム等の供給源であること
 - イ．我が国農業の基幹的部門として農業生産上大きなウェイトを占めていること
 - ウ．農山村地域の活性化や地域経済への波及効果を有していること
 - エ．自給飼料生産を通じた国土・自然環境の保全や良好な景観の形成等の機能を有していること
 - オ．海外における家畜伝染病の発生による畜産物の輸入禁止を踏まえ、畜産物の国内自給がより一層求められていること
 - カ．草資源が利用できる酪農及び肉用牛生産は、食料安全保障的な機能を有していること
- から、これらを踏まえ、土地基盤に立脚しつつ、人、牛、土地(草)のバランスのとれた発展が図られるよう、その振興を図ることが重要。

こうしたことから、「担い手」の育成・確保、生産・流通段階におけるコスト低減、飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品及び牛肉の提供、家畜衛生や畜産環境問題等の諸課題に適切に対応しつつ、我が国大家畜畜産の発展を図ることが必要。

2. 「担い手」により、畜産物生産が担われ、これにより我が国畜産業の国際競争力の強化が図られるための施策の在り方

(1) 「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方

- ・ 畜産においても「担い手」は「認定農業者」が基本。
- ・ このほか、肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化等の推進など、畜産の特性や地域の実情に精査を加え、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置づける方向で、さらに検討。

食料・農業・農村政策審議会企画部会の中間論点整理においては、「望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（担い手）を育成・確保することが急務である。」とされているところ。

「担い手」については、「担い手を地域から明確にしていくことを意図した認定農業者の考え方は、今後とも尊重していくことが適当」とされており、認定農業者を基本とする考え方が示されているところ。

畜産においても「担い手」は、「認定農業者」を基本とすることが適当。畜産における認定農業者の認定率は他作目に比べて高いが、今後とも、畜産における認定率の更なる向上に向けての取組を推進。

このほか、

- ・ 肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離（繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造）や
- ・ 産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）

など、畜産の特性や地域の実情に精査を加え、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置づける方向で、さらに検討。

（２）畜産における「サービス事業体」の位置づけについての考え方

- ・ サービス事業体については、地域の畜産物生産を支える重要な役割を果たしており、その機能に応じた位置づけを行うことが適当。

畜産経営におけるヘルパー、飼料生産におけるコントラクター、育成段階の外部化のためのほ育センター、家畜排せつ物の処理センターなど作業の受託を業務とするサービス事業体については、地域の畜産物生産の維持や畜産農家のアウトソーシングの受け皿として重要な役割を果たしており、その機能に応じた位置づけを行うことが適当。

（３）経営安定のための施策の在り方

- ・ 酪農及び肉用牛生産における経営安定のための施策の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討。

中間論点整理においては、「野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある。」とされているところ。

加工原料乳生産者補給金制度

- ア 生乳生産については、生乳全体の需給安定を図る観点から、計画生産を実施。
- イ 本制度は、指定生乳生産者団体の下で計画生産に参加する生産者を対象に、加工原料乳の再生産を可能とし、生乳の一定量が特定乳製品向けに仕向けられることを確保することにより、生乳全体の需給安定を図ることが目的。
- ウ 本制度の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討。
- エ 今後、W T O 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討。

肉用子牛生産者補給金制度

- ア 本制度は牛肉の輸入自由化の代償として措置された制度。
- イ 牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることが目的。
- ウ 本制度の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討。
- エ なお、本制度は、制度の目的に照らし、適時適切な見直しを実施。現在、「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」において、乳用種に係る保証基準価格の算定方式について検討を行っており、本年10月頃には、報告を取りまとめる予定。
- オ 今後、W T O 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討。

肉用牛肥育経営安定対策事業

- ア 本事業は、肉用牛肥育経営の安定を図るため、平成元年に創設。
- イ 本事業の対象者については、事業の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討。
- ウ 今後の事業の仕組みについては、今後のW T O 農業交渉の動向等も踏まえ、必要な対応を検討。

(4) 人材の育成・確保の在り方(新規就農、女性、高齢者)

- ・ 新規就農者への研修や円滑な経営継承、女性が活躍しやすい環境整備、高齢者が有する高度な技術等を活用したサービス事業体の充実強化や繁殖経営の育成を推進。

新規就農者に対する研修システムの整備、円滑な経営継承の実施、女性が経営の中核を担う農業生産の主たる従事者として活躍しやすい環境整備を推進。また、高齢者が有する高度な繁殖・飼養管理技術等を活用したヘルパー組織等サービス事業体の充実強化や水田・酪農地域等における繁殖経営の育成を推進。

3 . 国際化に対応し得る産業構造の確立に資する政策体系の構築

(1) 生産段階におけるコスト低減や省力化の推進など経営体質強化のための施策等の在り方

- ・ 各畜種の特性に応じ、サービス事業体の利用拡大や放牧の活用、新しい飼養管理技術の導入、生産物の高付加価値化、規模拡大・法人化の推進、出荷の早期化等を推進。

(酪農)

労働負担を抑えつつ、生産コストの削減を図るため、フリーストール（フリーバーン）・ミルクングパーラー方式を導入した大規模経営等において、コントラクターやヘルパー等のサービス事業体の利用拡大を図るとともに、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置の導入等新しい飼養管理技術の普及を推進。また、自給飼料の生産拡大や地域の自然条件を活かした放牧方式の導入による飼料コストの低減を進めるとともに、法人化の推進、乳用牛の能力向上を図るなど、多様な経営形態に応じた生産コストの削減や省力化を推進。

牛乳・乳製品の産地ブランド化を図るための生産者グループと消費者との交流、生産者自らが行う高付加価値化のための加工・販売の取組の推進。

(肉専用種繁殖経営)

規模拡大を図るため、利用可能な土地（耕作放棄地、棚田、転作田、野草地、林地等）を最大限に活用した放牧の拡大を推進するとともに、法人化や搾乳ロボットの導入を推進。

生産効率向上を図るため、優良めす牛の導入促進、繁殖めす牛の分娩間隔の短縮、初産分娩月齢の早期化、和子牛の出荷月齢の早期化、自給飼料の積極的な活用、地域内一貫経営等を推進。

(肉専用種肥育経営)

規模拡大や法人化、一貫経営への移行を通じた経営の合理化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮、個体の能力に応じた効率的な肥育、食品残さ等の未利用資源の活用、事故率の低下、地域内一貫経営等の生産効率向上を図るための取組や耕畜連携の下での国産稲わらの活用を推進。

(乳用種育成経営)

規模拡大や法人化、一貫経営への移行を通じた経営の合理化を推進するとともに、自給粗飼料の積極的な活用等による良質で斉一性の高い肥育もと牛生産を通じ、肥育経営のニーズに応じたもと牛の有利販売や更なるコスト削減を推進。

(乳用種・交雑種肥育経営)

規模拡大や法人化、一貫経営への移行を通じた経営の合理化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮や食品残さ等の未利用資源の活用等による生産コストの削減、耕畜連携の下での国産稲わらの活用、ユーザーニーズに対応した斉一性の向上や銘柄牛等による付加価値の高い牛肉としての安定販売や有利販売を推進。

(共通)

生産情報公表 J A S や有機畜産 J A S、トレーサビリティを活用した牛乳・乳製品や牛肉及びその加工食品の高付加価値化・差別化に向けた関係者の自主的な取組を推進。

(2) 畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化のための施策等の在り方

- ・ 集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの削減等を推進。
- ・ 家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進。

(牛乳・乳製品)

生乳流通の安定とコストの低減を図るため、広域化した指定生乳生産者団体が主体となって、生乳の集送乳の拠点となる貯乳施設の整備等を通じた酪農家から乳業工場までの集送乳の合理化や、生乳検査体制の広域化による生乳コストの低減等を推進。加えて、精緻な需給見通しに基づく指定生乳生産者団体相互の連携による需給調整機能の強化、拠点的な需給調整施設の整備等を通じた余剰生乳の処理の効率化を推進。

併せて、乳業の合理化及び経営体質の強化を通じて国際競争力の強化を図るため、乳製品工場も含めた乳業工場の計画的な再編・合理化による製造販売コストの削減を推進。

以上の観点から、引き続き乳業工場数や乳業工場における牛乳・乳製品に係る製造販売コストに関する数値目標を設定するとともに、新たに集送乳の合理化による流通コスト低減に関する数値目標を設定。

(牛肉)

肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保する場としての家畜市場について、その機能を十分に発揮させるため、肉用牛の流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で比較的小規模な市場の再編整備を推進。

食肉処理施設については、稼働率の向上がより一層求められる現状に鑑み、牛肉の処理・流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で再編整備を推進。

以上の観点から、引き続き家畜市場の取引頭数や食肉処理施設の処理能力及び稼働率に関する数値目標を設定。

食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、食肉処理施設の大規模化に対応した自動化・省力化システムの開発・導入の促進。

食肉処理施設の再編整備により、と畜・解体から部分肉処理等を一貫して行う産地食肉センターにおける部分肉流通を促進。また、部分肉仕向割合の拡大によるコスト低減や小割り機能の高度化等を通じた低需要部位の高付加価値化を推進。

輸入牛肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図る等価格形成市場としての機能が十分に発揮され得るよう、卸売市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場を整備し、運営の改善を推進。

(3) 消費者ニーズに対応した生産・供給の在り方

- ・ 国際化の進展に対応するため、飲用牛乳や液状乳製品等の需要拡大を推進。また、生乳取引における乳脂肪や体細胞数の基準については、取引関係者間において消費者ニーズの変化等を踏まえた検討を行い、必要に応じて取引基準や運用等の見直しを行うべき。
- ・ 国産牛肉の需要拡大を図るため、適正表示の徹底、家畜伝染病に関する正しい情報や牛肉の栄養・健康等に関する知識の普及等を推進。特に乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進。

(牛乳・乳製品)

国際化の進展に対応しうる牛乳・乳製品の需要構造を確立するためには、製造コストの低減等を図りつつ、輸入乳製品との競合のおそれが少なく国産品として差別化が図られる飲用牛乳や液状乳製品等の需要拡大が有効。

飲用牛乳については、消費者の健康志向に対応して、需要の伸び悩んでいる年齢層等に着目した牛乳のカルシウム源としての効用のPRや新たな機能面に着目した栄養医学的研究を推進。また、液状乳製品、チーズ、はっ酵乳については、消費者の嗜好等を反映して今後とも需要の伸びが見込まれることから、これらに仕向けられる生乳の供給拡大を推進。

在庫が過剰となっている脱脂粉乳の需要を拡大するため、脱脂粉乳を使用した新商品開発による新規需要の開拓、脱脂粉乳の栄養面での有効性等に重点化した普及啓発を促進。

生乳取引における乳脂肪の基準については、消費者ニーズの変化、酪農における購入飼料への依存度、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、また、生乳中の体細胞数の基準については、乳用牛の更新産次への影響、広域流通時の生乳の品質への影響等を総合的に勘案して、取引関係者間において検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うべき。

(牛肉)

国際化の進展の下、国産牛肉に対する需要拡大を図るため、牛肉の適正表示(部位別及び原産国別等)の徹底、家畜伝染病に関する正しい情報や牛肉の栄養・健康等に関する知識の多様な媒体(相談窓口、インターネット、広報誌等)を通じた消費者への提供、産地食肉センターの小割り機能の高度化等を通じた低需要部位の高付加価値化を推進。

特に、肉質や安心感の点で一定の評価を受け、今後とも手頃な国産牛肉として期待される乳用種牛肉について、地域における販売戦略の策定や生産・加工履歴情報の提供体制の整備等生産者団体自らが行う販売促進活動による業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進。

我が国におけるBSEの発生を理由に日本国産牛肉の輸入を停止している国に対する輸入再開交渉に努めるとともに、必要に応じて、輸出国の衛生要求水準に適合し得る食肉処理施設の整備を行うなど、国産牛肉の輸出のための環境整備を推進。

4. 畜産物の安全・安心の確保に向けての施策等の在り方と消費者の視点に立った的確な情報提供の在り方

(1) 畜産物の安全・安心の確保に向けての施策等の在り方

- ・ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るとともに、農場段階での衛生管理の徹底や農場段階でのHACCP手法の普及を推進。また、飼料及び動物用医薬品の安全性確保のための措置を適切に講じることを推進。
- ・ 流通段階における安全性確保のため、ア．乳業工場におけるHACCPの取得を促進、イ．食肉処理施設については、と畜場法に基づいた衛生管理基準の遵守等HACCP手法を取り入れた食肉処理をさらに推進。

(家畜衛生関係)

生産段階における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止体制の確立、農場段階における飼養衛生管理水準の向上を図るため、改正家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」(特に総合的に発生の予防及びまん延の防止措置を講ずる必要がある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関が連携して取り組むための指針)及び「飼養衛生管理基準」(家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準)の周知や関係機関の連携体制の整備を推進するとともに、「衛生管理ガイドライン」(生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れたガイドライン)について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取組による普及・定着を推進。

日頃から、行政、生産者、消費者、関係事業者との間での的確なリスクコミュニケーションを行うとともに、新たに家畜伝染病が発生した場合には、食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、国民に対し、家畜伝染病の特徴や食品としての安全性との関係等について、正確でわかりやすい情報をインターネット、広報誌等の多様な媒体を通じて迅速に提供する取組を一層強化。

(飼料及び動物用医薬品)

BSEのまん延防止を図るための飼料原料や製造方法等についての規制や組換えDNA技術応用飼料についての規制等、飼料安全法に基づく諸規制の的確な運用による飼料の安全性確保を図るとともに、飼料中の有害物質や動物用医薬品が畜産物に残留して、人の健康を損なうことが無いよう、飼料及び動物用医薬品の安全性確保のための措置を適切に実施。

(牛乳・乳製品)

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、乳業工場における牛乳・乳製品の製造過程においてHACCP手法の導入を推進。

このため、引き続き飲用牛乳工場におけるHACCP手法の普及目標を設定するとともに、脱脂粉乳の製造を行う乳製品工場についても、新たにHACCP手法の普及目標を設定。

(牛肉)

と畜場法に基づいた衛生管理基準の遵守等HACCP手法を取り入れた衛生的な食肉処理方法を推進。

食肉処理衛生管理に供する施設機械の整備により、安全性の向上のための処理・技術の高度化を推進。

(2) 消費者の視点に立った的確な情報提供の在り方

- ・ 畜産における食育は、ふれあい体験のみに止まらず、畜産物の生産から流通・消費に至るまでの関係者の安全・安心確保に向けての取組に関する情報提供等を推進。
- ・ 牛肉のトレーサビリティの普及については、法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進。また、牛肉以外の畜産物のトレーサビリティの普及については、各品目ごとの商品特性や消費者ニーズの動向等を踏まえた生産者や食品事業者の自主的な取組を基本として推進。

(食育)

ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における搾乳体験や農作業体験等を通じた生産者と消費者の交流、畜産農家の努力や家畜の生態・畜産物への理解増進、子供たちへの「食」や「生命」の大切さの教育等を行うとともに、畜産物の生産から流通・消費に至るまでの各段階における関係者の安全・安心確保に向けての取組に関する情報提供、インターネットを活用した生産者と消費者の双方向の情報交流、教育関係機関と連携した畜産に係る食育の取組等を推進。

(トレーサビリティ)

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」によりトレーサビリティの実施が義務づけられるものであり、同法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進。

トレーサビリティシステムは、ア．食品の安全性に関して予期せぬ問題が生じた際に、その原因究明や問題食品の回収等の迅速な実施に資すること、イ．食品の安全性や品質等に関する消費者等への情報提供に資するとともに、表示内容の確認が容易になることを通じて表示の信頼を確保すること、ウ．生産者や食品事業者の行う品質管理・製品管理等の向上や効率化に資することを目的とするものであり、牛肉以外の畜産物については、各品目ごとの商品特性や生産・流通上の特性、消費者ニーズの動向等を踏まえた生産者や食品事業者の自主的な取組を基本として推進。なお、トレーサビリティの導入・維持に必要なコストについては、システム導入による製品管理や品質管理の効率化等によって吸収される場合や、消費者から一定のコスト負担について支援を得られる場合があることから、トレーサビリティシステムの構築によって受益する者が応分に負担することが基本。

5 . 飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のための施策の在り方

(1) 自給飼料生産基盤の拡大と大家畜経営における自給飼料生産拡大の在り方

- ・ 自給飼料に立脚した安全で安心な畜産物の生産を振興するため、ア．耕畜連携や森林所有者等との連携による水田における飼料作物の作付拡大や低・未利用地での放牧利用による土地の確保、イ．コントラクター、公共牧場の活用や放牧の取組による労働負担の軽減を推進。
- ・ 飼料生産における環境配慮規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。

自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立の視点からすれば、輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料基盤に立脚した経営が、健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要であり、こうした土地利用型畜産を行う酪農経営や肉専用種繁殖経営等により、我が国の畜産物生産の大宗が担われる構造とすることが必要。

他方、利用可能な農地や労働力の不足、新たな投資への不安等から畜産農家単独で自給飼料の生産拡大は困難な状況であるため、ア．耕畜連携や森林所有者等との連携により、水田における飼料作物の作付拡大や低・未利用地での放牧利用による土地の確保、イ．コントラクター、公共牧場の活用によるアウトソーシングや放牧の取組による労働負担の軽減を推進。

畜産生産活動が環境に与える負荷を低減させ、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、畜産業に係る環境配慮規範（家畜生産における環境配慮規範、飼料生産における環境配慮規範）を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。

(2) 飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の施策の在り方

- ・ 耕畜連携の推進のため、畜産農家への農地集積、水田での飼料作物の作付、稲わらの飼料利用、たい肥の流通を推進。また、JAが中心的な役割を果たすことが重要であるとともに、地域の関係機関が積極的に農家の取組を支援することが重要。

耕畜連携の推進のため、耕種農家が所有する農地の畜産農家への集積、水田での稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付推進、水田放牧、稲わらの飼料利用、良質なたい肥の耕種農家への供給を推進。また、耕畜連携のためには、畜産農家・耕種農家双方が組合員であるJAが中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関による積極的な農家の取組への支援が重要。

(3) 多様な大家畜畜産経営の展開と存立基盤の整備の在り方

- ・ コントラクターについては、飼料作物生産の受託から、たい肥処理利用、TMR調製等を担う総合コントラクターの育成を推進。
- ・ 公共牧場については、地域のニーズに応じた機能を強化することにより、公共牧場の機能強化を推進。
- ・ 放牧の普及等を通じた自給飼料の生産拡大、優良多収品種への転換、計画的な草地更新等を通じた飼料生産コストの低減を推進。

畜産の規模拡大が進む中、安定的運営が可能なコントラクターへのアウトソーシングは、今後ますます重要となることから、地域における飼料生産、たい肥処理利用、TMR（完全混合飼料）調製等を担うコントラクターの育成を推進。また、自給飼料の良質化・低コスト化等を図るため、作業機械の大型化による効率化を図るとともに、コントラクターの行う稲発酵粗飼料や稲わらの生産・収集、たい肥散布等により、耕畜連携を推進。

公共牧場に対する地域のニーズに応じた、ほ育から育成・種付けまでの一貫預託制度の確立、TMR供給等による付加価値サービスの拡充、酪農教育ファーム等との連携による「食育」の実施等により地域における公共牧場の機能強化を推進。

野草地や耕作放棄地、水田、林地等を利用した放牧の普及等を通じた自給飼料の生産拡大を推進。

優良多収品種への転換、たい肥の積極的な施用による化学肥料費の節減、計画的な草地更新による単収の向上等を通じた飼料生産コストの低減を推進。

6. 流通飼料の安定的な供給を図るための施策の在り方

- ・ 飼料穀物の安定供給を図るため、一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化等を推進。
- ・ 食品産業の製造副産物や食品の残さ等の飼料化についての技法や給与技術の普及とともに、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進。

大部分を海外からの輸入に依存している飼料穀物について、その安定供給を図るための一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料の生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化、自家配合向け丸粒とうもろこしの利用拡大、配合飼料の給与技術向上に向けての積極的な情報提供等を推進。

飼料自給率の向上、畜産経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、食品産業からの製造副産物（焼酎粕、でんぷん粕、豆腐かす等）等の飼料化について安全性を確保しつつ推進。具体的には、飼料化が可能な製造副産物や残さについての飼料化の技法や給与技術を広く普及するとともに、バイオマスの利活用の一貫として、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進。

7. 家畜排せつ物の適切な処理利用

- ・ 家畜生産における環境配慮規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。
- ・ 耕畜連携によるたい肥の利用、メタン発酵等によるエネルギー利用等の開発を推進。また、簡易対応から、たい肥舎等による管理に移行するための取組を推進。
- ・ たい肥の利活用計画の作成、たい肥の成分分析と施用管理方法の普及・啓蒙、農作業受託組織との連携の下での水田へのたい肥利用等を推進。

畜産生産活動が環境に与える負荷を低減させ、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、畜産業に係る環境配慮規範（家畜生産における環境配慮規範、飼料生産における環境配慮規範）を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。（再掲）

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理とたい肥化及びその農地・草地への還元を基本とした有効利用を図ることが必要であり、このため、耕畜連携によるたい肥の利用、メタン発酵等によるエネルギー利用を含めた効率的な処理・利用技術の開発を推進。なお、簡易対応（シート等を利用した簡易なふん尿処理施設による対応）により同法に基づく管理基準をクリアしている畜産農家が、たい肥舎等の施設による管理に早急に移行するための取組を推進。

耕畜連携の推進のため、地域におけるたい肥の需給見通しに基づく利活用計画の作成、耕種農家にとって利用し易いたい肥とするための成分分析結果や施用管理方法の普及・啓蒙、コントラクターや農作業受託組織との連携の下での水田等へのたい肥利用等を推進。

8 . 家畜の能力向上と新技術の普及・定着を図るための施策の在り方

- ・ 家畜改良については、消費者ニーズの多様化等に留意しつつ、その意義について、国民の理解を得つつ推進。
- ・ 畜産新技術の開発・普及は、今後とも積極的に推進するとともに、新技術に関する消費者への正確で分かり易い情報提供を図り、その理解を得つつ推進。

乳用牛、肉用牛、豚、馬、めん羊・山羊、鶏の改良増殖目標については、消費者ニーズの多様化等に留意しつつ、分かり易い目標とし、家畜改良の意義について、国民の理解を得て、家畜改良を推進。この場合、乳用牛については、消費者ニーズを踏まえ、無脂乳固形分率や乳たんぱく質率の向上を図るほか、繁殖性の向上等による生涯生産性の向上を基本とした改良を推進。また、肉用牛についても、多様なニーズを踏まえ、品種特性に応じて肉質を考慮した産肉能力の向上を図るとともに、分娩間隔の短縮等繁殖性の向上による改良を推進。

クローン技術やDNA解析技術を活用した育種改良手法、雌雄産み分け等の受精卵移植関連技術、搾乳ロボット・ほ育ロボット等のハイテク技術を用いた飼養管理技術、日本型放牧技術及び細断型ロールベラーの活用等の飼料生産技術などの新技術の開発・普及は、畜産業の発展に止まらず、医療分野への応用等幅広い効果が期待できるものもあることから、今後とも積極的に推進。

他方、バイオテクノロジー等の新たな畜産技術の開発・普及に当たっては安全性の確認はもとより、消費者への正確で分かり易い情報提供を図り、その理解を得つつ推進。